

第3回和光市景観審議会

平成24年12月18日(火) 403会議室

第 3 回 和 光 市 景 観 審 議 会			
開 催 日	平成 2 4 年 1 2 月 1 8 日 (火)	開会時間	1 4 時 0 0 分
会 場	市役所 4 階 4 0 3 会 議 室	閉会時間	1 5 時 3 0 分
委 員 の 出 欠	出席	欠席	事務局
	中西 輝明 森田 彰 金子 功 宗片 理恵 岸 佐登美	浪間 貞	建設部長 新井 芳明 建設部 都市整備課長 中蔦 裕猛 都市整備課 主査 黒田 繁 主査 中川 大 主事補 糸野 友也
			傍聴者 5 名
議 案	(1) 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定について		

発言者

議 事

事務局

ただいまから、第 3 回審議会議を開催いたします。最初に、委嘱式を行います。それでは、市長から委嘱書の交付を行います。

委嘱書の交付

事務局

次に、市長からごあいさつを申し上げます。

市長

本日は、お忙しいところ和光市景観審議会にご出席賜わり、また、この度は和光市景観審議会の委員をお引き受けいただき、誠にありがとうございます。

皆様におかれましては、日頃から景観行政をはじめとする和光市政に対し、格段のご理解ご協力を賜わり厚く御礼申し上げます。また、和光市の景観施策を推進することが、まちの発展と市民の愛着心を育むことに繋がりますので、皆様のお力添いを賜わりますよう、重ねてお願い申し上げます。

さて本市は、平成 2 2 年 4 月 1 日より景観行政団体となり、良好な景観を守り、育て、創り、それを次世代に継承していく景観づくりを進めています。これら本市の景観施策をご討議いただくため、和光市景観審議会を設置しており、本日は、第 3 回の景観審議会となっております。第 1 回、第 2 回の景観審議会では、景観 1 0 選及び和

光市景観マップの作成に関する審議をしていただいております、いずれも和光市が持つ魅力ある景観の周知に繋がったものと思われまます。

本日ご審議していただく案件については、「景観重要建造物及び景観重要樹木の指定について」になりますが、この案件は、和光市の良好な景観を形成している又は形成していくことが望ましい重要な建造物、樹木を保全するために指定するものです。詳細につきましては、後ほど事務局からご説明いたします。

最後になりますが、平成25年3月には東急東横線との相互運転が開始され、和光市 横浜間の直通運転が開始いたします。このことから、より一層、和光市の景観に関する魅力を内外に発信するためにも、大変重要な案件と考えておりますので、ぜひ忌憚なくご意見を頂戴したいと思います。ご審議の程、宜しく願いいたします。

事務局

これをもちまして委嘱式を終了いたします。市長におきましては、このあと所用がございますので、申し訳ありませんが、ここで退席させていただきます。

市長退席

事務局

続きまして、審議会へ移ります。本日、浪間貞委員より所用による欠席の報告がありました。和光市景観条例施行規則第36条第5項の規定により委員の半数以上が出席されておりますので、審議会は成立いたしております。議事に入る前に、委員の皆様のご紹介をさせていただきたいと存じます。誠に恐縮ではございますが、自己紹介ということでお願いいたします。名簿順ということで、中西さんからお願いいたします。

委員自己紹介

事務局

続きまして事務局の職員の紹介をさせていただきます。

事務局自己紹介

事務局

それでは、議事に入ります。和光市景観審議会は、和光市景観条例施行規則第36条第4項により会長が議長を務めることとなっておりますが、本日、委員改編後、第1回目の開催でございますので、会長、副会長が空席であります。会長が選出されるまでの間、建設部長が進行を務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

建設部長

会長・副会長が空席とのことですので、会長が選出されるまで議事の進行役を務めさせていただきます。よろしく願いいたします。まずは、会長の選出をお願いしたいと存じます。和光市景観条例施行規則第36条第1項では、会長は委員の互選によ

り定められるものとされておりますので、選出をよろしく願いいたします。どなたか立候補される方はいらっしゃいますか。

中西委員
事務局

事務局で誰か推薦したいという候補はいないのですか。

事務局といたしましては、和光市景観審議会は発足して2年であり、審議会もまだ2回しか開催していないことから、前会長である、森田委員に引き続きお願いできればと考えております。皆様いかがでしょうか。

委員一同

異議なし。

建設部長

それでは、和光市景観審議会の会長は、森田委員にお願いすることと決しました。まず、最初に会長から一言ごあいさつをお願いいたします。

森田会長

2年間、実質2回の審議会でしたが、会長を務めさせていただきまして、大きな成果は出ていないのかなと、感じております。今回、会長は他の方にとということで事務局にお話させていただいておりましたが、このような結果になりましたので、前回以上に力を入れて、本腰を入れて、より良く和光市の景観が発展するようなものになっていけばいいかなと思っておりますので、ご協力の程、よろしくお願い申し上げます。私からのあいさつとさせていただきます。

建設部長

それでは、ここで5分間の休憩といたします。再開後の進行につきましては、森田会長に交代いたしますのでよろしくお願いいたします。

建設部長退席

会議の再開

森田会長

会議を再開します。それでは、和光市景観審議会の副会長の選出を行います。和光市景観条例施行規則第36条第1項では、副会長は委員の互選により定められるものとされておりますので、選出をよろしく願いいたします。自薦他薦問いませんので、いかがでしょうか。前回、副会長をやられた金子委員に、再度やっていただくというのはどうでしょうか。

委員一同

異議なし。

金子委員に決定

森田会長

それでは、和光市景観審議会の副会長は、金子委員にお願いすることと決しました。副会長からごあいさついただきたいと思えます。

金子副会長

景観ということで、1つでも、市の良いものを指定できるような方法ですとか、また新しい市の魅力を見つけられるような審議会になるようお助けできればなと思って

おります。今後ともよろしくお願いいいたします。

森田会長
事務局

それでは、議事に入る前に事務局から報告がございます。

本日の審議会には傍聴の希望がございますので、傍聴者を入室させてよろしいでしょうか。

異議なし

会議の再開

森田会長
事務局

それでは、議題に入りたいと思います。本日の議題は、景観重要建造物及び景観重要樹木の指定についてでございます。事務局から説明願います。

景観重要建造物及び景観重要樹木の指定についてご説明いたします。この景観重要建造物及び景観重要樹木については、景観法、和光市景観条例及び和光市景観計画において位置付けられているものであり、指定を行う際は和光市景観審議会で意見を聴くものと条例で定められております。また上位計画である第四次総合振興計画の中で、平成27年度までに1件、目標年次である平成32年度までに2件指定することを目標にしております。

本指定の趣旨ですが、本市の景観づくりを進めるにあたり、今後も残したいと思うような良好な景観を形成している建造物、樹木に対し、指定をすることにより、対象物を保全することを目的とします。

また指定の要件といたしまして、1.地域の自然、歴史、文化等からみて、対象物の外観が景観上の特徴を有し、周辺景観を含め良好な景観の形成に重要なものであるもの。2.道路など、公共の場所から外観の概ねの姿が容易に見えるもの。3.景観重要建造物及び樹木の指定は、当該対象物の所有者の意見を聴き、指定の同意を得られるもの。となっております。

続きまして、指定による制限についてご説明いたします。対象物の外観についての指定となりますので、景観重要建造物、樹木として指定されますと、所有者には管理義務を負っていただくこととなります。外観の現状を維持していただくこと、建造物では修繕、模様替え及び色彩の変更を、樹木では伐採及び移植を市長の許可無く行うことができないことなどがございます。また、こちらの義務を怠った場合、罰則もございます。

このように、指定されることによるそれ相応の制限もございますので所有者の同意がはっきりと得られるものでないと指定は難しいと思われまます。

本日の審議会の予定といたしましては、先日お送りした資料の3件のほか、本日これから審議していただくにあたり、挙がってきた候補の中から相応しいと思われる建造物及び樹木を幾つかに絞るところまでを予定しております。以上でございます。

森田会長

ただいま事務局から説明がございましたが、ご意見やご質問がございましたら、お

願いたいします。

中西委員

これらはまだ指定には至っていないということでもよろしいですか。準備されていると、そういう認識でもよろしいですか。

事務局

はい。

森田会長

今日お配りいただきました指定の方針、事務局からも説明がございましたが、今回候補に挙がっておりますこちらの3件につきまして、指定の方針は全てクリアしているのかどうか、お尋ねします。

事務局

こちらの景観計画の中にございます指定の方針の中で位置付けされているものにつきましては、ア、イ、ウがございますが、全て要件は満たしております。

森田会長

ありがとうございます。というわけでございまして、指定の方針には3件とも合致しているという事務局からのご説明でございます。それを踏まえまして、ご意見いただければと思います。先ほどの説明の中でもございましたが、市の第四次和光市総合振興計画の基本構想、これは地方自治法で決まっております市が取り組むべき基本姿勢でございます。その中で、市長から説明がございましたとおり、施策目標ということで、景観重要建造物及び景観重要樹木の指定については平成27年度までに1件、平成32年までに2件と、市の目標、これは守らなければいけない方針でございますが、そこではうたわれております。これはあくまで最低限の話と当審議会では捉えればよろしいですか。平たく言いますと景観について市の方針となる10年間の目標の中に指定しなければいけないという目標値が設定されていて、この方針をクリアすることは当然のことかなという中で、市の施策の中に打ち出すということは非常に重要なことでございますので、なるべく当審議会といたしましてはこれを上回るような指定ができればいいのかなと思っております。機関車は問題ないのですね。

事務局

こちらは景観重要建造物としての要件は満たしております。

森田会長

これは小学校に置かれているということなのですが、管理はどなたがやっておられるのですか。

事務局

第四小学校機関車再生の会の方が塗装や復元等をやられています。

森田会長

市の方は補助をしていないのですか。

事務局

はい。

中西委員

少し視点が違うのですが、質問があります。景観マップを見ているのですが、直感的に今感じたのですが、欧米には問題になっている世界遺産がたくさんあるけれど、途上国には全くない。大変物議を醸しているところです。世界遺産と同じようにとはいかないと思いますが、例えば、散歩するとき、なんとなくこういうような指定を受けられるものが点在していれば、将来歩きやすくなるのではないかと。そういう風に活用すれば、非常にいいのかなと思います。それにしても、景観マップを見ると特定の場所に偏りすぎていて、周辺に固まっているのが実状だと思います。点在するように指定することが可能なのかどうか。

事務局

今回の審議会では、指定を決定するまでいくのではなく、3件を事務局案としてお示しさせていただきました。他に、委員のみなさまにもっと適切なものがあればご意見いただきまして、その中で目印になる、和光市内のバランスですとか、考慮した上で、今回は候補を絞り込んでいきたいと考えております。そして、まだ先になります。が、次回、みなさまを候補の挙がった対象物の現地へご案内させていただいて、見ていただいてから審議会形式でご議論をいただいて決定したいと考えております。この機関車については1つの候補としてご紹介させていただいたという状況です。

中西委員

ということは全体として見た場合には、まだまだ掘り起こしの余地があると理解すればいいですか。

事務局

そのとおりです。

岸委員

審議会に来る前に、候補に挙がっている3ヶ所へ行ってきました。自宅からは坂下が一番近くて、坂下公民館の近くの大イチョウを見てきたのですが、枯れてはいないのですが、あまり木の状況がよくないのかなというふうに感じました。この資料に写っているような立派な状態ではありませんでした。上のほうは幹だけがあって枝のところには葉っぱがない状況です。今年は暑かったというような理由もあるのかもしれないですが、そう感じました。あと、古民家はとても素敵で立派なのですが大イチョウから古民家というのはすごく近いですね。ちょっと駅のほうに向かえば古民家という形で、この2ヶ所を事務局側が候補にお出しになっているのですが、やはり近く偏っているのかなと、中西委員と同じように感じました。機関車のほうは、そこから第四小学校のほうに車を走らせて行ってみたのですが、頑張って保存に力を入れていらっしゃるのではないかなというふうに思いました。このように機関車は他の自治体を見ても無いので、指定していくのもいいかなと感じました。これは南に近いですから、場所としても点在した形になるのかなと思います。

金子副会長

ふるさと民家園は市の管理であると思いますが、蒸気機関車は市の持ちものかどうかをお尋ねしたいのが1点。それに伴って大イチョウは民間の持ちものになるのかということも重要なと思いますので。大イチョウは市の天然記念物でございますので、市のほうで補助を出していると思いますので、その点も市のほうから説明いただければと思います。また岸委員が言われたとおり、木の状態ですね。いい例として鎌倉でイチョウが倒れたという事例がございました。大イチョウがこのような悪い状況であるのならば、また補助を出すだけでなく、他の手立てを考えていかなければいけないですね。今までに市として補助以外に手助けをしてきたというものがあれば教えていただければと思います。

森田会長

イチョウと機関車の所有者、その管理方法の話が出ましたので、事務局でわかる範囲で結構です。とお答えいただきたいと思います。

事務局

第四小学校の機関車ですが、資料の中に書いてありますとおり、昭和43年当時の白子小学校のPTA会長等が中心となって国鉄の大宮事業所から使用していない車両

について当初はお借りしてこちらに設置したという経緯がございます。その後、教育委員会に確認したところ、現在は市の所有となっているということです。

森田会長
事務局

機関車の維持管理は、機関車再生の会が補修をやっていると。

これは再生の会の方がボランティアという形で維持管理をしていただいております。

森田会長
事務局

イチョウはどうか。

イチョウについては、こちらの説明書きにもあるのですが、長照寺というお寺の持ちものです。ちなみに和光市では緑化の助成金というものがあるのですが、そちらは宗教法人については対象外ということで、補助金は出ておりません。

森田会長
事務局

樹齢700年ということで、相当疲れがあるのでしょうか。

先ほどのコンディションの話なのですが、鶴岡八幡宮同様、かなり空洞化が進んでしまっているような状況です。

森田会長
事務局

イチョウについて樹木医の診察を受けて、保存をしていこうという動きは市のほうではないのですか。

事務局

1つに市の天然記念物というものでありますので、その観点ではやっていることと思いますが詳細のほうは把握していない現状でございます。

岸委員

景観重要建造物と樹木に指定されますと、どのような利点があるのでしょうか。

事務局

今回、公のところのリストアップになってしまうのですが、民間の所有のものについても指定ができます。指定されますとももちろん、建物であれば模様替え等の色彩の制限もあるのですが、維持管理にかかるそれ相応の費用は市のほうで予算措置をして当て込むというようなかたちになります。

森田会長

確かに、民間の所有物が指定されたときに、指定された所有者のメリットが恐らく少ないと思うのです。強いて言うのであれば、イチョウの木であれば多少枝を市のほうで守るとか、建物であれば復元費用の一部を補助するとかそういうメリットということですか。

事務局

今回の古民家につきましては既に維持管理を行っている状況、管理体制はできております。市の財源を使っている部分がございます。あとは指定をするかしないか、という話だけであって、維持管理については既存のルールがありますのでそれに基づいてやるというかたちです。イチョウについては市の保存樹木の補助金というのは宗教法人なので出ていないのですが、今回景観重要樹木という別の路線で、何らかの措置を、そしてルールを作ることも可能です。具体的な案は無いのですが、そういう観点から考えることもできるということです。

中西委員

先ほどのご説明で、色々な制約を聞きましたが、最終的に所有者の了解がないとできない、進まないですね。そうすると、かなり突っ込んだ話をしないと所有者の了解が取れないのではないかと。例えば、この樹木を指定することになっ

て、樹木は先ほどから話が出ていますけれど、花が咲いてきれいな季節もあれば、枯れてしまう季節もあるわけで。資料の写真でとてもきれいに写っておりまして、これが一番の姿だと思います。ただ、そうじゃない時期もある。けれども最終的には所有者の意向があるわけですから非常に難しいですよ。

森田会長

初めに申し上げましたが、今のご質問は、指定の方針の(2)のウのところ、景観重要樹木の指定は、当該樹木の所有者の意見を聴き、指定の同意が得られるものとする。というふうに書いてありまして、先ほどの事務局の説明だと所有者の同意は得られているというご説明を受けています。

中西委員

ただ、先ほどの話の中で、制約があるだけでメリットがないと。この木の枝を切ってはいけないとか、改装はだめだとか、というふうに言われてしまうとそれに対してそれなりの手当もないとすれば、なかなか難しい制度だなという感じがします。ですので、積極的に手を挙げる人はいないのではないですか。

事務局

今年度、公募とホームページにおきまして景観重要建造物及び樹木の指定について市民には広く周知し、公募を行いました。挙がってきた応募は機関車しかございませんでした。そういう状況でございます。

森田会長

先ほどから、指定された場合の所有者に対するメリット、助成や補助の視点で、市の景観の条例や施行規則を定めておりますが、その中を見ますと、概ね支援をするということになっていると思うのですが、そのあたりは、例えばイチョウや民家が景観重要樹木や建造物に指定されたことを受けてから事務局のほうでどれくらいの負担をしていこうかという議論に入ることでしょうか。

事務局

会長のおっしゃるとおりでございます。今回、そのような素案を一緒にお渡しできればよかったのですが、将来的には民間の指定されたものについては何らかの形で財政的な支援を行うということは、条例等でうたっております。例えば、イチョウの話であれば、景観的な切り口で何らかの支援を今後するという形になると思います。建造物についても同様です。具体的なものは、ご用意していませんが、方向性としてはそう考えております。

森田会長

今回の審議会では何らかの支援策を検討するようにはなるという程度の話でこの件は終わりですかね。

事務局

来年度の予算もありまして、予算のほうの計上の検討もしたのですが、厳しい財政状況もありまして、民間に決まったら計上するというような形になっておりまして、その辺の話は通じておりますので、民間の指定があればそれ相応の支援策を講じると決まっております。

森田会長

具体例で話をしますが、先ほどの大イチョウについては法人では市の補助金ではないけれども、景観法の中の助成は可能性があるということですかね。

事務局

はい。緑の観点である保存樹木は対象外なのですが、今回のこのような新たな切り口であれば、それは支援可能であると考えております。

森田会長 他に質問はございますか。

中西委員 この指定は点ですよ。面の指定は無いのですか。周辺の地域一帯を指定する
ような。

事務局 他市の例で挙げますと、ランドマーク・シンボルとなるような指定が多いです。
しかし中には、一団として指定している場所も中にはございます。

中西委員 例えば、イチヨウの木を指定するとしてこの木だけを指定する形になるわけ
ですよ。周辺にある樹木は全く対象ではないと。そうすると1本のみの指定とな
ると難しいのではないかと思います。

事務局 現在、市で保存樹木は691本指定しております。一定要件をクリアすると積
極的に指定していつている状況です。当然、個人宅の樹木についても補助して
おります。

中西委員 市の支援があるのですか。

事務局 1本年間4,000円の補助をしております。

森田会長 他の自治体でもそういうのはありますよね。いくつかの条件を満たせば、補助
金を出すと。

中西委員 その保存樹木には制約は無いのですか。枝を切ってはいけませんとか。

事務局 制約はございません。伐採届というものを出していただければ、伐採もでき
ます。

森田会長 適正管理がついているということですよ。虫がついたら除虫しなさいです
とか。他に質問ございますか。

岸委員 この景観重要建造物や樹木に指定するといつまでとかいう指定期間のよう
なものはあるのですか。

事務局 一度指定をしますと、申請等によって解除しない限りずっと指定された状態
となります。

森田会長 市の景観条例や施行規則がございまして、その中で触れてございますね。他
に質問はございますか。本日は改編後、初めての審議会ですので、屈託の無いご
意見をいただければと思います。

金子副会長 制度的な問題というのは多々あると思うのですが、景観の中で指定され
ることによる波及効果というのですか、深度性や皆さんがいいなと思うように、
指定されることで周知できると。そういった面も大きいと思います。ですので、
制度は後から付いてくる、みたいな感じになってしまいますが、制度部分を先
論じるよりも景観審議会委員としては、このイチヨウがいいですとか、機
関車がいいという判断でいいのかと。そうすると3件とも候補としてはいい
のではないかと私は思います。

森田会長 市のほうも初めての指定ということで、色々不安もあるのかなと思
います。ただ、今回は積極的によりよい景観を保全しようということが目的
の審議会

ございますので、事務局の意見は意見として承って、審議会としてどういう方向性に進んでいくのかというのはまた別の議論でいいのかなと思います。今、金子委員のほうから、候補に挙がっている3件はいいという声をいただきましたが、この3件について他の委員さんの意見も伺えればと思います。

中西委員

指定の方向に異論はございません。私はもっと増やしていただきたいと思っています。夕方や早朝になると散歩される方が多いのですよね。そういう方が、こういう指定されている対象物が点在していれば、歩く1つの目標にもなりますよね。そういう意味で、多くあると非常にいいのかなと思います。指定するとお金がかかるから市としては腰が引けるというのもしっかりあるのでしょうけれども、私としてはこういう方針がいいのかなと考えております。

宗片委員

先ほど岸委員がおっしゃっていたように今の状態の長照寺の大イチョウはきれいではないですよね。私は単純に景観としてぱっと見て、きれいかきれいじゃないか、だと思ってしまうので、そうするとちょっと外れるのかなと。700年の樹齢と幹の太さなど、木としての歴史だとかは天然記念物に指定されていていいと思うのですが、景観としてはどうなのかなという疑問を持っています。そうすると熊野神社の大イチョウの方が全て黄金に輝いている感じがして、落ち葉を含めて、景観としてこちらのほうがきれいなのかなと思ってしまうということです。他の2件についてはいいと思います。機関車についての質問になるのですが、これは市の所有になるけれども、修繕をされているのは再生の会の方が維持管理されているわけですよね。補助金は会に送られるのかどうか。もし市のほうから補助金が再生の会にいかないのであれば、補修を実際に行なっている再生の会の負担が今後増すのではないかという心配もあります。機関車自体、道路からも見えますし、桜もあってコントラストもきれいですし、いいと思います。

岸委員

特に、第四小学校の右手には諏訪原団地があるのですが、あそこの桜がとても素晴らしいです。いつも写真撮りに行きます。こちらに機関車、こちらに桜という感じで、周辺を考えてもとても素晴らしいと思います。

森田会長

それでは、皆さまの意見を総括しますと、今後取り組んでいくべきものと、今のこの3件はどうかということで両方の意見が出ております。今後取り組むべき事項についてですね、中西委員がおっしゃいました、地域バランスですとか、もっと指定数を増やしてもいいじゃないか、ですとか、岸さんがおっしゃいました桜の話ですとか、それは1つ区切りとして、今の場合は事務局からご提案がありました3件について審議会としてこれは景観に相応しい案件かどうかというところに限って集中的に審議していただきたいと思います。先ほど、宗片委員からイチョウの木は700年の老木ですよというお話が出て、鶴岡八幡宮のイチョウの木に匹敵するような話ですよと、事務局からご説明がございましたが、ただそうは言っても市の天然記念物に指定されている、ということで、それが景観に相応

しいかどうかというのはまた別の切り口があるのかなという感じがいたします。屈託のないご意見をお願いします。

宗片委員　　イチヨウについてですが、この指定は歴史まで持ってくるのか、あくまでも外観を見るのか。歴史的な美しさはもちろんあると思いますが。

岸委員　　長照寺の大イチヨウというのは、和光市に30年住んでいますが、有名であることは間違いありません。

事務局　　和光市のゆるキャラのわこうっちのモデルにもなっております。

岸委員　　ですから再生されるといいですね。

森田会長　　それでは審議会の意見としては、この3件の提案は素晴らしいという括りをさせていただきます。ただし、イチヨウについては年齢も重ねているので、よりよい状況で残せるように、ということも付則に加えたいと思っています。

中西委員　　樹木は生き物ですから、その季節、季節、によって見映えが違います。どこを基準にするか決めないと定まらないのかなど。冬は縮こもったほうがいいのかもしれない。ですから樹木に対し、見た目に基準を置くのは難しいと思います。

森田会長　　一番心配なのは、指定されてから鶴岡八幡宮のように木が倒れてしまうことです。ですから少なくとも倒れないような、措置を講じていただけてからの指定というのはどうかなと、思います。ではまとめます。イチヨウについてはこのような意見があるということで今回は保留とします。いかがでしょうか。

事務局　　コンディションを含めて、もう少し情報収集させていただきます。また、次回現地に行って見ていただきながら、最終決定をしていくというのはいかがでしょうか。

森田会長　　そういたします。他の2件、機関車と古民家については審議会としては良しということで決定いたします。こちらの件につきましては以上で審議を終了させていただきます。続きまして、今後の方針について審議いたします。先ほど景観に関する建物や樹木を増やすべきではないかというご発言を中西委員よりいただきました。更にその中でも地域のバランスを考慮して決めていくべきなのではないかとありました。私もそのとおりだなと感じておりますが、他の委員さんのご意見をお聞かせいただきたいと思います。

委員一同　　賛成です。

岸委員　　財政的な面で問題なければ、それでいいと思います。

森田会長　　全員良しということでよろしいですね。財政的な面について、でございますが、財政的な面を考えて景観を進めるべきではないという基本的な考え方を持っています。お金が無いから景観が守れないというのはおかしな話だと思います。必要であれば、景観に対しても集中投資をしていただいて、予算をつけていただく。という立場の審議会だと思っております。財政ありきの景観はないという姿勢でやっていきたいと思っております。

では今後の大方針が決まりましたので、いかにしたらもう少し和光市の景観を進めていけるかという視点でご意見をいただけたらと思います。

まずは事務局にお尋ねします。和光市景観マップの中にある県が景観賞に指定した中央公民館、ホンダ本社和光ビル、この取扱いはどうなっておりますか。

事務局

こちらについても審議会の意見を聴きまして、景観重要建造物として相応しいとご賛同いただけて、所有者の同意がいただければ指定することは可能です。ただ他の自治体の指定例を見ると、近代的な建物というよりは、旧 邸のような歴史的な建造物の指定が多いのも事実でございます。

森田会長

もうひとつお尋ねします。中央公民館とホンダ本社和光ビルは、埼玉県景観賞を受賞していますが、受賞されたときは、所有者、こちらはホンダになると思いますが、同意はとっておられないのですか。

事務局

確認を取っておりませんが、受賞に同意は不要であったと認識しております。

森田会長

わかりました。では、事務局から説明があったとおり、当審議会でこれについて、GOサインが出るのであれば、指定に向けての取り組みは行うというお話をいただきました。

事務局

補足になるのですが、景観重要建造物の指定の方針の中で、地域の歴史、文化等という冠がついている部分が強く、古い建物が指定されている他市の例からも、この指針が反映されているということを申し上げさせていただきます。

森田会長

先ほど、審議会の今後取り組むべき景観の方針の中で、もっと指定を増やしていきたいと思います。その視点で考えたときに、どうなのかなと。今日結論を出すわけではないのですが、埼玉県景観賞を受賞したこの2件について、当審議会として景観重要建造物の対象とすべきか否かということをご判断いただければと思います。いかがでしょうか。もう少し言いますと、歴史等と入っていると思います。この“等”がありますので限定していません。条例上でも、指定することに問題はないということです。

市が景観行政団体になったのは平成22年です。その前に、県のほうで景観賞をこの2件に対して出しています。市のほうには景観賞のようなものは無かったということです。ですから県のほうで一括して、やっていたのかなと思いました。追っかけて市の条例が出来たので、先に決まっているものを市の条例に基づいて、景観重要建造物に指定するかどうかという話です。和光市から見て、県で受賞した景観賞は、相応しくないという考えであれば候補から除くということです。

金子副会長

近代建築というと、ガラスやステンレスが非常に多いですね。歴史的なもので日本は木造建築が主で、長い年月を経て残っているものは親しみがあり、大変快く感じる建物になると思います。近代建築はこの写真のとおり、中央公民館はガラスの建物ですし、都会だけじゃなく地方に行ってもガラスというものは多く

なっていると思います。近代的な建物の方向性としては、そういったほうに
いっていると思います。少し気になるのがやはり、建物も樹木と一緒に維持管理
が大変重要でして、維持管理をしっかりとしていないとすぐ建物は傷んでしまっ
て、古民家も使わない人がいないとよくなるものではないです。もうひとつ、民家所
有の会社の建物という、建ったときはいいのですが、会社が傾いたといったと
き、売却とか取り壊しが多々あります。例で言いますと赤坂プリンスホテルがそ
うです。このように近代の建物であっても取り壊しの方向になってしまうケース
もあるので、東京都内としていい建物であったのですが、惜しい気がしました。
逆に昔の東京駅を再現している例を見ますと、昔を重視した、最近の景観的な考
え方や市民感情が広まっていると思います。私としては、作るほうの人間なので、
新しいものはどんどん作っていきたくて、指定することで残っていくのであ
ればいいなと思います。

森田会長
岸委員

ありがとうございました。他にございますか。

景観重要建造物ですから、埼玉県で景観賞を受けているような建物は候補にな
ってもいいような気がします。

宗片委員

景観重要建造物ということで、重要さということを見ると、ぽんぽん点在し
ていても仕方ないのかなと思います。指定することはできるのかもしれないです
が、貴重さというのですかね、ある条件を満たしていれば次々に指定されていく
というのは、景観重要建造物や樹木という言葉自体に意味があるのかなと思って
しまいます。

森田会長

何が重要で何が重要で無いか。そこが一番基本になってくると思います。

景観とは何かと考えたときに、誰かにとって美しいものも、また別の人にとっ
ては美しくない、そういうものも出てくると思います。そういうことも含めて審
議していくのがこの審議会なのかなと思います。一般の方々の意見を代弁した審
議会という位置付けで、皆さまのご発言は市民を代表する意見のひとつとなりま
す。そのため、22年10月に景観計画ができて、この中に計画の目的とい
うものがございます。「和光市景観計画はまちの特色や地域の個性を生かした良
好な景観を市民、事業者及び市が一体となって守り、育て、創っていく活動を推
進し、市民のまちへの愛着や誇りを育み、良好な景観を次世代に継承していくこ
とを目的とします」とあります。美しく良好な景観は次の世代にも継承してい
きましょうと目的に書いてあります。きれいだなと思ったら次の世代に残してい
くべきという話と解釈できると思います。もっとたくさんを景観という切り
口の中で指定をしていって、素晴らしい和光市の景観行政に広げていきたいと思います
ということかなと。

宗片委員

どれもこれもだったら、“重要”ではない気がします。埼玉県が景観賞として
指定しているからといって、じゃあ和光も、といって乗っかるかたちで指定する

というのは話が違うのではないかなと思います。景観賞を受賞した建物が、歴史的な建物であれば納得はいくのですが、この2件とも近代的な建物ですので、そのところが知りたいです。

森田会長 では、なぜこういうものが景観賞に選ばれたのか分かっていれば事務局から説明していただければと思います。

事務局 景観賞は県のほうで指定したのですが、当時は当然、市に景観計画や景観条例のようなものはありませんでした。指定したときの、当時の審査基準ははっきりしていないのですが、デザイン性などが受賞の審査基準にあったのだと思います。

森田会長 宗片委員より先ほどご発言がありましたので、県のほうに受賞された経緯を聴いていただいて、次の審議会で発表いただければと思います。

事務局 もう1点ございまして、景観重要建造物に指定されますと一定の制限がかかりますので、中央公民館は市の所有ですので特に問題はないのですが、ホンダですと、そういった点についても確認いたします。

森田会長 それでは、今後もっと広げていくべきという視点から、先走って入口の議論で県指定の2件を挙げましたが、その他に、このようなものがないかというものがあればご発言をお願いします。

中西委員 これを審査するに当たって、過去のこの建物は由緒ある家ですとか、由緒ある樹木であるとか一切抜きにして、あくまで現在の景観をどうやって守っていくのかということかなと思います。また、将来10年後に倒れてしまうかもしれないから指定しないとといったことも好ましくないと思います。現在の景観を重視すべきであると思います。

森田会長 様々な意見があるようですので、次回までにこういう方向性がないかというようなご発言をいただければと思います。ひとつ参考までに景観重要樹木というのは1本単位で指定するのですか。例えば10本あれば、10本指定しなければいけないのですか。

事務局 自治体によるのですが、近くの例ですと板橋区の5本ケヤキが景観重要樹木に指定されていますが、5本でひとつの景観として指定されております。

森田会長 桜並木が1キロあって、これを指定することは可能ですか。

事務局 桜並木を1つの景観重要樹木として指定することも可能ですし、桜の木、1本1本指定することも可能です。

森田会長 点ではなく、面で指定も可能ということですね。わかりました。それではまとめさせていただきます。本日の議論としましては、ご提案のあった3件の候補は良いということです。ただし、イチョウにつきましてはいくつか問題もございしますので、今後検討していくということとします。これで、質疑を終了とさせていただきます。事務局から何かございますか。

事務局

次回は、来年の3月を予定しております。本日選んでいただいた候補地を視察していただいて、その後、このような審議会形式で最終決定していただくかたちとなります。指定件数につきましても次回決めていきたいと考えております。以上でございます。

森田会長

では、委員の皆さま、長時間にわたりお疲れ様でした。

